

地域福祉部会における検討チームの設置について

1 設置の目的

地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案，調査，研究及び調整に必要があると認める場合に，地域福祉部会において検討チームを組織できるようにするもの。

第4次地域福祉計画の策定においては，市民会議，市民意識調査，関係団体ヒアリング等の結果及び令和2年の社会福祉法の改正等を踏まえ，調査・研究事項に応じて市民，企業・団体等幅広い世代や立場の人の参加と協働を図り，計画の実行性と推進体制を充実する。

2 位置づけ

芦屋市社会福祉審議会規則第6条に基づき，審議会の運営に関し必要な事項として，「社会福祉審議会部会運営要領」を定める。

※芦屋市社会福祉審議会規則第6条

この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

3 社会福祉審議会部会運営要領（案）

別紙のとおり

4 メンバー構成

調査・研究事項に応じ，地域福祉部会委員及び市民会議委員の有志の方々の他，幅広い世代や立場の市民，企業・団体，関係機関，市関係課等から構成する。